

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

双信電機グループは、企業価値向上を経営上の重要な課題の一つと位置づけています。

コーポレート・ガバナンスの強化は、事業活動の適法性と経営の透明性を高め、会社に関わる全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、取引先、地域社会)から信頼される企業となることに繋がり、企業価値を向上させる重要な施策と考えています。

その実現に向け、経営組織体制の整備、経営効率の向上、経営監視機能の強化といった取締役会、監査等委員会の責務を明確にし、法令遵守の徹底に努めるとともに、株主の権利、平等性を確保と、株主との対話の促進により、相互に信頼できる関係を築きます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社は、機関投資家や海外投資家の議決権の電子行使を可能とするため、2022年6月開催の第80回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを導入致しました。招集ご通知の英訳は、海外投資家の比率が現時点においては高いものではないため、今日まで実施しておりません。今後、海外投資家の株主様が一定割合を占める状況に至るようであれば検討します。

【補充原則 2 - 4】

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

当社は、女性・外国人・中途採用者等で区別をせず、会社が期待する資質・能力があり会社の成長に率先して参画する意思を有している者を管理職等の中核人材へ登用する方針であるため、特段の目標は定めていません。また、「企業行動指針」の中で多様性の確保に向けた方針を定め、人材育成として幅広い知識・知見を養うための各種教育やジョブローテーションを実施し、社内環境整備として育児休暇制度や介護休暇制度を定め社員のワークライフバランス充実に努めています。

【補充原則 4 - 1】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

中期経営計画は、経営課題としている「持続的な成長」と「収益力の向上」を戦略的に実行するため最終年度のあるべき姿を達成するための行動計画を重視した活動を行っています。目標数値は、その結果としての業績を想定したものです。行動計画が未達に終わった場合には、その原因を分析し次年度に反映させています。中期経営計画は、事業環境の変化による影響が大きいため、社内でのみの計画とし公表していません。

【補充原則 4 - 1】

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

最高経営責任者等の後継者指名にあたっては、当社定款において「取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。」としています。後継者の育成については、代表取締役が日々の事業運営や経営会議等を通じて行い、その活動を通じて候補者を絞り込み、取締役会に最終候補者を指名し決議しています。

【補充原則 4 - 10】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名(後継者計画を含む)・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は、任意の独立した指名委員会、報酬委員会は設置していません。経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの決定には、全取締役12名中3

分の1に当たる4名の社外取締役による外的な視点が含まれていることにより、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めその決定に関する独立性・客観性は確保されていると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1 - 4】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は政策保有株式としての上場株式を保有していません。

【原則 1 - 7】

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社が取締役との間で競業取引および利益相反取引を行う場合、株主共同の利益を害することのないよう取締役会で事前に審議しています。また、年1回、関連当事者間の取引について調査を実施し、その結果を取締役会に報告の上、取引がある場合には招集ご通知や有価証券報告書で開示しています。

【補充原則 2 - 4】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄に記載

【原則 2 - 6】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、年金資産運用の主管部門に専門知識を有する人材を配置し、年金資産の管理・運用方法をまとめたマニュアルに基づき年金資産を運用し年金財政決算を検証しています。また、年金決算状況や財政状況について社内にて開示しています。企業年金の運営面に関する重要な決定は、取締役会での決裁と労働組合の承認を持って行っていることから、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反は適切に管理しています。

【原則 3 - 1】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。
() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営方針の一環として<わたしたちの使命>、<共有する価値観>、<わたしたちの未来像>を謳った「SOSHIN WAY」を策定しています。「SOSHIN WAY」は当社ホームページ上で公開しています。また、経営戦略、経営計画については株主総会で情報発信を行い、内容はホームページ上でも公開しています。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社はコーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえてコーポレートガバナンスに関する基本方針を定めています。本方針はコーポレートガバナンスに関する報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」の項に記載すると共に、当社ホームページのコーポレートガバナンスのページ等でも公開しています。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会が決議した「役員報酬内規」を取締役の個人別報酬の決定方針としています。その中で、当社の報酬は会社の持続的な成長、企業価値向上のためのインセンティブとなる報酬体系とし、個々の報酬は各職責に応じた適正な水準とする方針を規定しています。その方針を踏まえ、役員別の報酬構成に基づき、報酬の種類別の基準、割合を勘案し、取締役の報酬を決定しています。また、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に個人別の固定報酬、業績連動報酬及び役員退職慰労金の配分及び金額の決定を委任しています。委任の理由は、当社全体の業況を俯瞰し各取締役の担当事業に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任は、取締役としての十分な経験と高い知見、また企業経営の高い能力を持ち合わせていること等を基本方針としています。解任は、その機能を発揮していない、その職務にふさわしくないと判断された際には、取締役会で決議した「取締役会規程」に従い適時取締役会を開催し、解任の手続きを行うことができます。取締役候補の指名は、事業および業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有している人の中で、当社における貢献度や職務遂行能力等を勘案し、監査等委員である取締役の候補の指名は、客観的見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせる人であること等を基本方針としています。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任は、その理由を適時開示しています。取締役・監査等委員である取締役の指名については、招集ご通知に個人別の経歴および個々の指名理由を記載しています。

以上、()～()の事項については、株主総会、有価証券報告書、招集ご通知、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、当社ホームページ等で開示し、情報発信を行っています。

【補充原則 3 - 1】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

サステナビリティについての取組みは、企業行動指針の中で行動ガイドラインを示しており、その具体的な取組みを社会環境レポートで開示しています。また、経営課題である「持続的な成長」と「収益力の向上」の達成に向け、人的資本への投資については幅広い知識・知見を養うための各種教育やジョブローテーションを実施し、知的財産への投資については当社の強みを活かせる特長ある回路設計技術、プロセス技術に開発費を配分し、研究開発に取り組んでいます。これらの情報は、企業行動指針、有価証券報告書で開示、提供しております。

【補充原則 4 - 1】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、取締役会において、法令又は定款に定められた事項及び取締役会にて決議されることが適切であると定められた事項について判断・決定をしています。一方で迅速な意思決定を実現するため、取締役会で定められた職務権限規程に従い、一部の権限を経営陣に委任しています。

【原則 4 - 9】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2が定める基準に沿っています。

【補充原則 4 - 10】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」欄に記載

【補充原則 4 - 11】

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

取締役会は、経営戦略を確実に実行するために必要な知識・経験・能力等を保有する取締役と他社での経営経験を有する独立社外取締役で構成しています。また、その各取締役の知識・経験・能力等は、招集ご通知の中で開示しています。尚、取締役の選任に関する方針については、原則3-1()に記載のとおりです。

【補充原則 4 - 11】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役・監査等委員である取締役の兼任状況については、招集通知、有価証券報告書等で開示しています。

【補充原則 4 - 11】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

2021年度においては、取締役会は16回開催し、業務執行に係る重要事項が時期に遅れることなく決定、報告されています。社外取締役は、事務局から決議事項、報告事項の説明を事前に受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・経営陣幹部の業務執行に反映されています。監査等委員である取締役は、取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前に説明を受け、問題点を把握し、取締役会において、または取締役会前後において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・経営陣幹部の業務執行に反映されています。

【補充原則 4 - 14】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

会社は取締役に対して、セミナーや講演会に参加させるなどして、求められる役割を果たすために必要な知識習得の機会を提供しています。また、監査等委員である取締役においては公益社団法人日本監査役協会による外部研修・講習会に参加し、監査等委員として必要な知識の習得および監査等委員の役割と責務の理解促進に努めています。新たに選任された役員に関しては、社内規程類等を含む社内でのトレーニングおよび外部機関を利用したセミナー等の受講を実施しています。

【原則 5 - 1】

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

取締役会は「企業行動指針」に定められた「ステークホルダーとのコミュニケーション」に基づいた株主との建設的な対話を促進するための体制を整備しています。その指針に基づき、経営企画部が電話やメール等を通じて株主との対話やメディア等の取材対応を行うとともに、ホームページを活用した情報の発信、開示情報を即時電子メールでお知らせするサービス等を提供しています。また、ホームページ上から会社への質問や意見を直接受け取り、株主のご意見・ご懸念を経営陣幹部や取締役会へフィードバックできる体制を整えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
釜屋電機株式会社	8,233,504	48.14
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	858,200	5.02
日本ガイシ株式会社	786,000	4.60
日本生命保険相互会社	453,600	2.65
YUANTA SECURITIES CO., LTD-RETAIL ACCOUNT	167,200	0.98
双信電機社員持株会	164,733	0.96
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	163,600	0.96
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	155,900	0.91
松浦 行子	110,000	0.64
楽天証券株式会社	85,500	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

Walsin Technology Corporation (上場:海外) (コード)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との間で取引が発生する場合は、一般的な取引条件と同様に法令等に則り、合理的で事業上必要性のある取引を行います。
また、利益が相反するおそれがある取引は、独立社外取締役(全取締役12名中、3分の1にあたる4名を選任しています)を含めた取締役会の決議を経た上で行うこととしており、取引の公正性、妥当性を確保することで少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上記のとおり、当社は全取締役12名中、3分の1にあたる4名の独立社外取締役を選任しています。重要な取引、契約は、独立社外取締役を含めた取締役会の審議を経た上で決定することとしており、親会社からの独立性は確保されていると考えています。

また、親会社であるWalsin Technology Corporationを中心に構成している「パッシブシステムアライアンス(PSA)」では、以下の7つの企業理念を掲げており、当社もグループ会社の一員としてこれらの方針に準じてまいります。

- ・Integrity first(誠実を第一に取り組みます)
- ・Treat Customers as Partners(お客様をパートナーと考えます)
- ・Focus and Quality as top priority(品質と事業に注力することを最優先事項とします)
- ・Globalization(事業をグローバルに展開し拡大していきます)
- ・Stabilization and Talent development(事業の安定化と人材育成を図ります)
- ・Value Key Stakeholders(株主と従業員を守り、企業の社会的責任を重視します)
- ・Collaboration(グループ内の各企業と協同します)

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
木下 嘉隆	他の会社の出身者												
川澄 晴雄	他の会社の出身者												
小林 茂雄	他の会社の出身者												
鈴木 欽哉	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 嘉隆				木下嘉隆氏は、長年にわたる半導体業界等の電子部品に関する豊富な経験と知見や、経営者として事業を牽引した実績を当社取締役会の監督機能に活かすことが期待できるため、社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。
川澄 晴雄				川澄晴雄氏は、2020年6月から当社常勤監査役を務めており、企業経営および財務に関する豊富な経験と高い知見を当社の監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。
小林 茂雄			(重要な兼職の状況) 公益財団法人みずほ育英会理事	小林茂雄氏は、2015年6月から当社社外監査役を務めており、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を当社の経営全般の適切な指導、監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。
鈴木 欽哉			(重要な兼職の状況) 公認会計士 リズム株式会社社外取締役	鈴木欽哉氏は、2015年6月から当社社外監査役を務めており、公認会計士としての専門的な知識や経験を当社の適正な監査の実現のため適切な指導、監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現状、常勤監査等委員が1名であることから特定の補助人は設置していませんが、今後監査等委員会が求めた場合は必要な人員を配置いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、定期的に監査等委員会を開催し(2021年度は監査役会を14回開催)、監査の状況等の確認、意見交換を行います。外部会計監査人とも四半期毎の定期会合等を通じて、協議や必要とする情報等のフィードバックを行ってまいります。

また、CSR 全社委員会(年2回)やその関連委員会、業務監査部門による内部監査の報告会等にも出席し、各部門の情報収集、課題の抽出に努めるなどの連携を図り、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、本業で得られた利益である営業利益を主な算定の指標としています。算定方法は営業利益を基準として親会社株主に帰属する当期純利益、個々の貢献度も考慮し決定しています。なお、業績連動報酬は固定報酬の25%を超えない額とし、年1回6月に現金で支給することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会が決議した「役員報酬内規」を取締役の個人別報酬の決定方針としています。その中で、当社の報酬は会社の持続的な成長、企業価値向上のためのインセンティブとなる報酬体系とし、個々の報酬は各職責に応じた適正な水準とする方針を規定しています。その方針を踏まえ、役員別の報酬構成に基づき、報酬の種類別の基準、割合を勘案し、取締役の報酬を決定しています。取締役会は社外役員の外的な視点からの意見を取り込み、「役員報酬内規」と照らし合わせ十分な検討を行った上で、当該方針に沿うものであると判断しました。

また、当社においては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に個人別の固定報酬、業績連動報酬及び役員退職慰労金の配分及び金額の決定を委任しています。委任の理由は、当社全体の業況を俯瞰し各取締役の担当事業に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは主に経営企画部が担当しており、必要な情報の提供や説明を適宜行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 [更新](#)

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
上岡 崇	特別顧問	役員退任後の処遇については社内規程を定めており、その職務は、必要に応じ社長の諮問に答えることとしております。 尚、経営上の意思決定には関わっておりません。	非常勤	2022/06/24	2026/3/20

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 [更新](#) 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、その体制は以下のとおりです。

(取締役会)

取締役会は、当社の全ての取締役で構成し、法令および定款に定められた事項および経営に関する重要な事項等について協議、決議し、業務執行機能を監督しています。

コーポレートガバナンス報告書(以下、「本報告書」という。)提出日現在における構成員の役職名、氏名は以下のとおりです。

代表取締役社長 杉山 雅彦
常務取締役 高橋 弘光
常務取締役 牧野 善樹
取締役 中西 港二
取締役 水谷 靖彦
取締役 張 瑞宗
取締役 陳 怡光
取締役 木下 嘉隆(社外)
取締役 常勤監査等委員 川澄 晴雄(社外)
取締役 監査等委員 小林 茂雄(社外)
取締役 監査等委員 鈴木 欽哉(社外)
取締役 監査等委員 陳 明清

(監査等委員会)

監査等委員会は、当社の全ての監査等委員で構成し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を監査するほか、会計、業務監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行います。

本報告書提出日現在における構成員の役職名、氏名は以下のとおりです。

取締役 常勤監査等委員 川澄 晴雄(社外)
取締役 監査等委員 小林 茂雄(社外)
取締役 監査等委員 鈴木 欽哉(社外)
取締役 監査等委員 陳 明清

(会計監査人)

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任し、公正不偏な立場から監査が実施されています。

第80期事業年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐瀬 剛

(経営会議)

経営会議は、全ての取締役および代表取締役社長より指名された者で構成し、取締役会で定められた職務権限規程の事項、その他経営に関する重要な事項についての審議および報告を行っています。

本報告書提出日現在における構成員の役職名、氏名は以下のとおりです。

全ての取締役

経営推進本部

経理部長 大森 修治
人事部長 丸山 修

パワーエレクトロニクス事業本部

事業本部長 依田 武治
事業本部長代理 渡辺 英司
事業本部長代理 丹羽 洋介
EMC製造統括部長 磯貝 正己
双信エレクトロニクスマレーシア 社長 池田 良太
双信パワーテック株式会社 社長 新津 広明
コンデンサ技術部長 浦野 正樹
双信華科技有限公司 総経理 小林 朋寛

情報通信事業本部

事業本部長代理 猫塚 克行
双信デバイス株式会社 社長 平原 嘉一郎
立信電子株式会社 社長 藤巻 則明
プロセス技術部 上野 弘光
情報通信技術部長 今井 嘉治
双信デバイス株式会社 基板製造部長 寺原 雄一

ものづくり革新本部

本部長 田嶋 資
調達部長 藤巻 益夫

品質保証本部

品質保証部長 中原 智也
品質管理部長 野口 剛司

事務局

経営推進本部経営企画部
企画課長 磯脇 幸夫
企画課主任 岩田 浩次

(CSR全社委員会)

CSR全社委員会は、経営推進本部長、経営企画部門長、人事部門長、総務部門長、法務部門長、環境管理部門長、品質保証部門長、各傘下委員会の委員長、その他社長が指名した者で構成し、当社および当社子会社が社会的責任を果たすための活動を統括しています。

本報告書提出日現在における構成員の役職名、氏名は以下のとおりです。

委員長(代表取締役社長) 杉山 雅彦
経営推進本部長 中西 港二
経営企画部長 中西 港二
人事部門長 丸山 修
総務部門長 小林 孝道
法務部門長 丸山 修

環境管理部門長 中原 智也
 品質保証部門長 中原 智也
 危機管理委員長 中西 港二
 コンプライアンス委員長 中西 港二
 環境委員長 高橋 弘光
 輸出管理委員長 中西 港二
 全社安全衛生委員長 杉山 雅彦
 品質委員長 高橋 弘光

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能強化を目的に監査等委員会設置会社を選択しています。その上で、取締役会においては、全取締役12名のうち3分の1にあたる社外取締役4名が構成員に含まれ、外的な視点からの経営に対する意見が十分に反映されており、経営の透明性・公平性および経営監視の独立性・客観性の確保に有効であると判断しています。

また、経営会議、CSR全社委員会においては、取締役、本部長および当社子会社の責任者が出席し、経営の重要な意思決定をよりスピーディーかつ適正に行っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年は、法定で定める発送期日の7日前(6月3日)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2022年は集中日の6月29日を避け、3営業日前の6月18日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2002年6月26日開催の第60回定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年6月24日開催の第80回定時株主総会より導入しております。
その他	ホームページにおいて招集通知および決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は開催しておりませんが、お問合せがあった場合には個別取材に対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、報告書、株主総会関連資料(招集ご通知、ビジュアル説明資料)を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営推進本部経営企画部が担当しております。 問合せ先: 取締役 経営推進本部長 中西 港二	
その他	当社では、年齢や性別に関係なく活躍できる生き生きとした元気な職場作りを目指しています。育児や介護をしながら仕事を続けられるよう短時間勤務制度等を設け、現在有効に活用され高い職場復帰率を維持しております。今後も家庭との両立が図れる環境整備やキャリアアップのための成長機会の提供を継続し、社員の活躍の場を広げていきます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守と倫理に基づく行動を徹底させるため、「企業行動指針」を作成し、全社員に配布するとともに入社時等の研修テーマの一つとして教育を実施しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会的責任を果たすための全社活動を統括する組織として「CSR全社委員会」を設置し、その傘下組織に「コンプライアンス委員会」および「環境委員会」を置き、グループ全体で法令、規程、企業倫理遵守、環境保全の強化、徹底を図っています。また、年に1回、社会・環境レポートを作成し公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動指針」において、広く社会が求める情報を、正確かつタイムリーに発信することを基本方針としています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役および使用人の職務執行の法令・定款への適合および当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用する。

- 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を策定し、取締役および使用人に配布し教育することにより周知徹底を図る。
 - (2) 当社は社会的責任を果たすための活動を統括する組織としてCSR全社委員会を設置する。さらにその実務推進の傘下組織としてコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき当社および当社子会社で法令、社内規程、企業倫理遵守の強化・徹底を図る。
 - (3) 法令および企業倫理の遵守を確実なものとするために、当社および当社子会社の取締役および使用人が「双信電機グループ企業行動指針」に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談・報告する。さらに顧問弁護士に相談・通報するヘルプライン制度を設ける。なお、相談者には不利益な処遇が生じないよう保護を図る。
- 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は法令、社内規程(文書管理規程)に基づき文書の保存・管理を行い、取締役はこれらの情報を常時閲覧できる。
 - (2) 情報管理については「情報セキュリティ基本方針」に基づき定めた社内規程(情報セキュリティ規程)にて対応する。
- 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営戦略遂行に関するリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定プロセスと職務権限規程に基づいた設備投資・研究開発投資の決裁手続において、総合的に検討・分析を行い、リスクを回避、予防する。
 - (2) 法令、倫理、事件、事故、災害、品質、環境に関するリスクについては、発生を未然に防止するための全社統括組織としてCSR全社委員会を設置し、その傘下組織に危機管理委員会、コンプライアンス委員会、環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会、品質委員会を設ける。
 - (3) コンプライアンス委員会は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき事項を定めた「双信電機グループ企業行動指針」に基づき、法令・社内規程・企業倫理等のコンプライアンス全般に関する事項について社内への周知徹底とそのリスク発生を未然に防止するための業務を行う。
さらに環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれの社内規程に基づきリスクの未然防止のための業務を行う。
 - (4) リスクが発生し、経営に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、社長が危機管理委員長および必要なメンバーから成る緊急対策本部もしくは現地対策本部を発足させ、対応策の検討、決定、実施にあたる。
- 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は毎月定例の取締役会、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、重要事項に関する決議および職務の執行の報告を行う。また、意思決定をよりスピーディーに行うために取締役、本部長等が出席する経営会議を毎月2回開催する。
 - (2) 当社および当社子会社の取締役の日々の業務執行については、業務分掌規程において業務の範囲およびその責任について定め、職務権限規程で決裁プロセスおよび決裁者を定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。
- 当社およびその親会社ならびに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、親会社であるWalsin Technology Corporationを中心に構成するパッシブシステムアライアンス(PSA)が掲げている「CORPORATE PHILOSOPHY」に準じるとともに、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令・社内規程・企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を制定する。
 - (2) 当社および当社子会社の取締役および使用人が上記指針に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談・報告する。さらに、ヘルプライン制度を設け顧問弁護士に相談・通報することができる。
 - (3) コンプライアンス委員会は上記指針の周知徹底を図る。さらに指針に反する行為、または予兆が当社グループに重大な影響を及ぼす恐れがある場合の対応にあたる。
- 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の事業運営に関しては、当該子会社の責任者が毎月開催される経営会議に出席し、重要事項に関する提案および事業状況の報告を行う。
- 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会が、その職務を補助する取締役および使用人の設置を求めた場合、または内部監査部門の人員に監査業務の補助を行うことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。
- 前号の取締役および使用人の取締役(当該取締役および監査等委員である取締役を除く)からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 上記の取締役および使用人または内部監査部門の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得て行う。
 - (2) 上記の取締役および使用人または内部監査部門の補助者は、監査等委員会からの指揮命令に服する。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社および当社子会社の取締役、当社子会社の監査役は職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。
- (2) 当社および当社子会社の使用人またはこれらの者は職務執行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役または社内担当部門は、直ちに当社監査等委員会に報告する。
- (3) ヘルプライン制度等を通して相談・報告された事案はコンプライアンス委員会事務局より当社監査等委員会に報告する。
- (4) 当社監査等委員会へ報告を行った通報者に対して、そのことを理由にした不利益な処遇を与えることを禁止する。

10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行において生ずる費用について、監査等委員である取締役が策定した予算を設けることとする。また、予算外の費用が生じる場合も、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、処理する。
- (2) 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、CSR全社委員会とその傘下委員会、業務監査部門による内部監査の報告会等に参加するとともに、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 監査等委員である取締役および監査等委員会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制報告制度を構築・運用する。
- (2) 内部統制報告制度の構築にあたり、円滑かつ効果的に運営するために「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を定期的、継続的に評価し、是正が必要な場合には速やかに見直しを図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社は反社会的勢力等との関係を一切遮断することを基本方針としています。また、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、情報収集に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的に対応します。また、「双信電機グループ企業行動指針」にも反社会的勢力からの不法、不当な圧力に対しては毅然とした態度と行動で対応することを明記し周知徹底を図ります。

その他

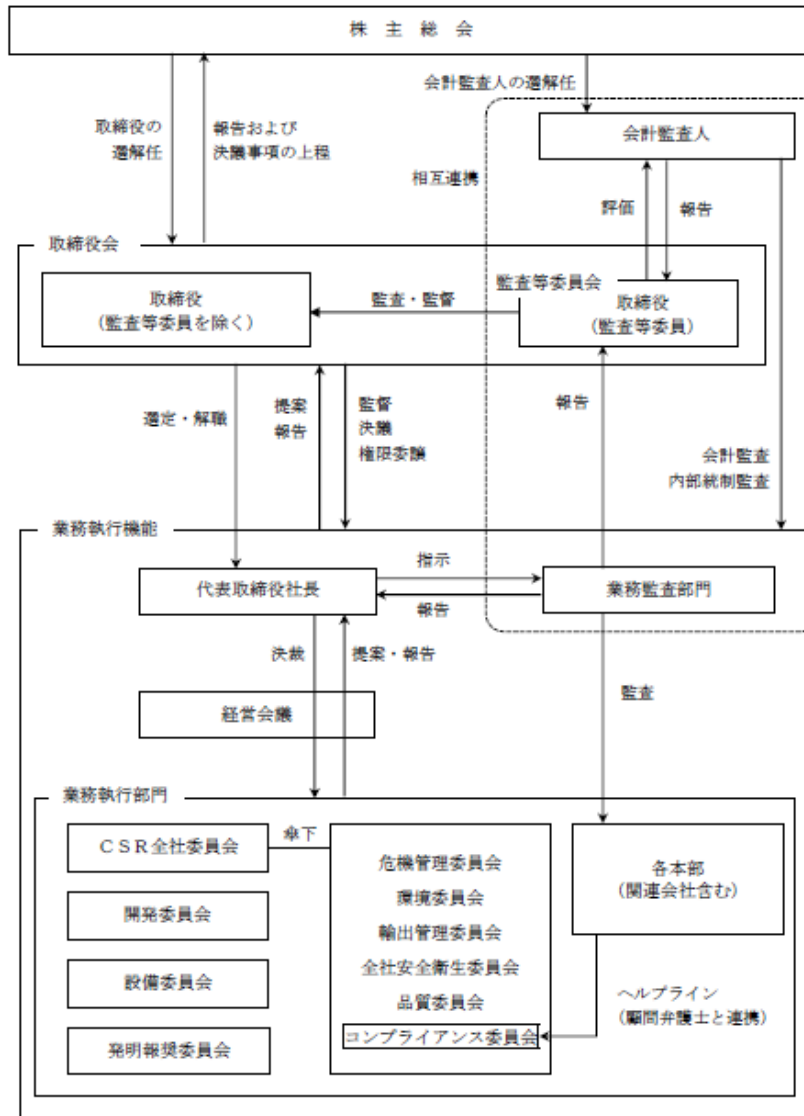
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(適時開示体制 模式図)

